

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定に係る
利益剰余金の北陸新幹線整備等への活用を求める意見書

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金については、本年4月に実施された政府の事業仕分けにより国庫に返納すべきとされ、本年9月には、会計検査院からも余裕資金の国庫納付に関する意見が示された。

この利益剰余金は、新幹線債権に係る収入、旧国鉄用地売却収入、JR各社の株式売却収入などにより発生したものであることを勘案すると、鉄道機能の活性化のために活用されるべきものである。

北陸新幹線は、東海道新幹線の代替補完機能を有し、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトであることから、平成26年度末までの金沢までの開業を一日も早く実現するとともに、金沢以西の区間についても整備を促進しなければならない。また、整備新幹線開通に伴い生じる並行在来線についても、地域の生活に密着した足として、安定的な運営がなされることが必要である。

よって、こうした状況を踏まえ、国会及び政府におかれては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金を、北陸新幹線の整備や、並行在来線の維持確保等の財源として活用するための所要の措置を講ずるよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

富山県入善町議会